

令和8年度藤枝市中小企業等省エネ診断サポート事業費補助金(概要)

交付申請

1 受付期間

交付申請：令和8年5月1日（金）～令和9年3月31日（水）

※提出書類に不備がある場合は受付できません。

※予算額に達した日に受付を終了します。受付した補助申請額の合計が予算額を超える場合は、その日に受付した交付申請の中から、抽選により受付順を決定します。

2 対象者

補助対象者は、次の（１）～（２）のすべてに該当する方です。

（１）中小企業等（中小企業法第2条第1項の中小企業及び会社法第2条第1項の会社に該当しない法人及び個人事業主）のうち、所有又は利用する市内事業所において、下記省エネルギー診断を実施した者。

※ただし、直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kL以上の事業所において省エネルギー診断を実施した場合は、次に掲げる中小企業等を除く

ア 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業等。ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業等に該当する場合は除く。

イ 直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均が15億円を超える中小企業等。

（２）納付すべき市税を滞納していない者

3 対象となる省エネルギー診断

① 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「ウォークスルー診断」及び「IT診断」
「ウォークスルー診断」「IT診断」 <https://shoeneshindan.jp/>

② 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」
「省エネ最適化診断」 <http://www.shindan-net.jp/service/shindan>

4 補助金額

省エネルギー診断に要した経費のうち、診断料金の10/10（上限2万円）

※1,000円未満の端数切り捨て

5 提出書類

次の（１）～（７）の書類を提出してください。

- （１）補助金交付申請書（第1号様式）
- （２）省エネルギー診断に係る領収書の写し
- （３）省エネルギー診断の結果報告書の写し
- （４）市税に滞納がないことの証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- （５）請求書（第3号様式）※
- （６）振込先口座（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・名義人（フリガナ含む））の確認ができるもの（通帳等の写し 等）
- （７）その他市長が必要と認める書類

※（５）請求書について
提出日・日付・文書番号は空欄で
請求書原本をご提出ください。

6 提出期限

省エネルギー診断が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月9日(金)のいずれか早い日

※期限を過ぎた場合、補助金の交付ができません。

提出先・問合せ先

藤枝市 環境水道部 環境政策課

〒426-0026

藤枝市岡出山二丁目15-25 藤枝市役所南館3階

電話番号：054-643-3183

FAX 番号：054-631-9083

メール：kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp